

## 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県の交付する女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等事業主 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主
- (2) 小規模企業等事業主 常時雇用する労働者の数が20人以下の事業主
- (3) 中山間地域・離島 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に基づく中山間地域
- (4) 一般事業主行動計画 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般事業主行動計画

### (補助対象事業者及び補助金の額等)

第4条 補助対象となる事業者、経費、事業費額、補助率、補助金の額及び事業実施期間は、次の各号のコース毎に別表1のとおりとする。

#### (1) 施設・設備整備コース

一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備」に該当する経費の一部を助成

#### (2) 人材育成コース

一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備以外」に該当する経費の一部を助成

#### (3) ステップアップコース

上記(1)又は(2)により補助金の交付を受けた者が、仕事と生活の両立につながる取組を実施する場合に、一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費の一部を助成

2 当該補助金の申請は、各コースにつき1回限りとする。なお、過去に「施設・設備等整備」区分で補助金の交付を受けた場合は、上記(1)施設・設備整備コースの申請をすることはできない。ま

た、「施設・設備等整備以外」区分で補助金の交付を受けた場合は、上記（２）人材育成コースを申請することはできない。

- 3 補助対象事業費額及び補助金額について、（１）施設・設備整備コース（過去に「施設・設備等整備」区分で補助金の交付を受けた場合を含む）及び（２）人材育成コース（過去に「施設・設備等整備以外」区分で補助金の交付を受けた場合を含む）は、合計した金額を上限とする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、交付申請書（様式第1-1号）及び誓約書（様式第1-2号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

#### （変更等の承認申請）

第6条 補助金の交付決定後に次の各号に掲げる変更等を行おうとする場合には、補助事業者は変更承認申請書（様式第2号）又は廃止申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- （１）補助金額の2割を超える減額を伴う変更
- （２）補助事業の廃止
- （３）その他補助目的の達成に影響を与える変更

#### （実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

#### （事業成果報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度及び翌々年度において、毎年度3月31日までに事業成果報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （財産の処分）

第9条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 3 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

この要綱は、令和2年5月10日から施行する。

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

別表1 (第4条関係)

	(1)施設・設備整備コース	(2)人材育成コース	(3)ステップアップコース
補助対象事業者	<p>【(1)～(3)共通】</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>① 「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員100人以下の企業等</p> <p>② 雇用保険適用事業主であること</p> <p>③ 一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること</p> <p>【(3)のみ】</p> <p>次のいずれかの制度を就業規則に規定していること</p> <p>① 時間単位の年次有給休暇制度</p> <p>② 育児短時間勤務制度（中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が対象となる制度であること。代替措置として、フレックス勤務制度又は始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度を認める。）</p> <p>③ 不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。積立休暇制度も認める。）</p>		
補助対象経費	一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備」に該当するもの	一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備以外」に該当するもの	一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表2のいずれかに該当するもの
補助対象事業費額（税抜き）	(1)(2)合わせて300千円～2,000千円		300千円～2,000千円
補助率	<p>① 小規模企業等事業主又は主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業等事業主 2/3以内</p> <p>② ①以外の事業主 1/2以内</p>		
補助金の額	(1)(2)合わせて150千円～1,333千円		150千円～1,333千円
事業実施期間	交付決定の日から3月31日まで		

別表2 (第4, 6条関係)

区分	補助対象経費
施設・設備等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備等工事請負費</li> <li>・設備、機器導入費（毎年必要となるリース料、サービス利用料を除く）</li> <li>・物品購入費（購入価格5万円以上に限る）</li> <li>・その他整備に必要な物品購入費（消耗品を除く）、取付費として知事が必要と認める経費</li> </ul>
施設・設備等整備以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会講師等に係る謝金、旅費（費用弁償部分）</li> <li>・消耗品費（食糧費を除く）</li> <li>・印刷費</li> <li>・広告料</li> <li>・委託料（外部コンサルティング費用等。工事の設計に係る経費を除く）</li> <li>・会場使用料</li> <li>・研修会等受講料（従業員の資格取得に関するものを除く）</li> <li>・その他知事が必要と認める経費（人件費を除く）</li> </ul>

島根県知事 様

住所

名称

代表者職・氏名

(しまね女性の活躍応援企業登録番号： )

(こっころカンパニー認定番号： )

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
交付申請書

補助金の交付を受けたいので、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 誓約書 (様式第1-2号)
- 2 事業計画書 (別紙1)
- 3 事業収支予算書 (別紙2)
- 4 見積書の写し又は積算根拠の分かる書類 (予定価格 (税抜き) 5万円以下及び研修会等講師謝礼 10万円以下の場合を除く。)
- 5 【工事を実施する場合】
  - ・工事図面
  - ・工事前 (現在) の図面、写真
  - ・予定価格 (税抜き) 20万円以上の工事の場合は、合見積書の写し
- 6 補助事業で目指す数値目標が記載された一般事業主行動計画の写し
- 7 就業規則 (ステップアップコースの場合のみ)
- 8 組織図 (各部署の男女の人数が分かるもの。勤務地が異なる場合には場所も明記)
- 9 会社概要
- 10 しまね女性の活躍応援企業登録証及びこっころカンパニー認定証の写し
- 11 その他知事が必要と認める書類

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

誓 約 書

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき  
交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- 2 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- 3 本事業で補助対象とする経費が、島根県、国及び独立行政法人等の補助事業と重複していないこと。
- 4 本事業で補助対象とする事業内容について、現在の状況が、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）をはじめとする労働関連の各法令及び申請者が事業を実施するにあたり関連する各法令等が定める基準に違反していないこと。
- 5 島根県税について、未納の徴収金がないこと。
- 6 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。
- 7 雇用保険適用事業主であること。
- 8 補助事業が完了した年度の翌年度及び翌々年度において、毎年度3月31日までに事業成果報告書（様式第5号）をメール（または郵送やFAX）で提出すること。
- 9 「みなし大企業」ではないこと。
- 10 「留意事項」に従って事業を行うこと。

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった、令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金については、その内容を変更したいので、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書（別紙1）
- 2 事業変更収支予算書（別紙2）
- 3 見積書の写し又は積算根拠の分かる書類（予定価格5万円以下及び研修会等講師謝礼10万円以下の場合を除く）
- 4 【工事を実施する場合】
  - ・工事図面
  - ・工事前（現在）の図面、写真
- 5 その他知事が必要と認める書類

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
廃止申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助事業については、下記の理由により同事業を廃止したいので、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

1 中止又は廃止の具体的な理由

添付書類

1 知事が必要と認める書類

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助事業を完了しましたので、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

実績額 金 円

添付書類

- 1 事業報告書（別紙3）
- 2 事業収支決算書（別紙4）
- 3 請求書及び領収書の写し又はその他支払証拠書類
- 4 【委託契約により事業実施した場合】
  - ・契約書の写し
  - ・委託完了届、工事完了届、又は納品書の写し
- 5 【工事を実施した場合】
  - ・工事図面及び見積書等の写し（当初計画から変更した場合）
  - ・着工前、着工後の写真
- 6 【研修会等の実施、参加の場合】
  - ・研修会で使用したテキストの写し、写真、参加者名簿、アンケート等
- 7 その他知事が必要と認める書類

島根県知事 様

住所

名称

代表者職・氏名

(しまね女性の活躍応援企業登録番号： )

(こっころカンパニー認定番号： )

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
事業成果報告書

令和 年度に実施した女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金事業について、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第8条第1項により、下記のとおり報告します。

## 記

1	数値目標 (※)	
2	事業目的 (※)	
3	上記事業の成果	

※ 事業 (変更) 計画書に記載した数値目標及び事業目的を記載してください。

記入者 氏 名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

メールアドレス :

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった、令和 年度女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金について、財産の処分をしたいので、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称及び取得した年月日
- 2 取得価格又は増加価格
- 3 処分の内容
- 4 処分の理由

## 事業（変更）計画書

## 1. 実施主体について

(ふりがな)					
名称					
郵便番号	〒				
所在地					
代表者職			代表者氏名		
業種					
労働者数	<男性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	<女性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
担当者職			担当者氏名		
連絡先	電話番号			FAX番号	
	メールアドレス				
採択された場合の 補助金の振込先	金融機関名			支店等名	
	預金種別			口座番号	
	カナ口座名義				

## 2. 一般事業主行動計画について

行動計画の種類		行動計画の期間	
本事業で達成を目指す 数値目標			

## 3. 補助事業の内容等について

申請コース名					
補助率	小規模企業		中山間地域・離島		適用補助率
事業の概要					
事業 内容	これまでの 取組の経緯				
	社員の要望				
	補助事業の 詳細				
事業実施により 期待される効果					
事業着手予定年月日					
事業完了予定年月日					

事業（変更）収支予算書

1. 収入

(単位：円)

区 分	金額	備考
県補助金		
自己資金		
その他の収入金		
合計（※1）		

2. 支出

(単位：円)

No.	事業内容	金額 (消費税込み)	うち補助対象経費		積算根拠
			うち補助対象経費	うち補助対象ではない経費（消費税等）	
1					
2					
3					
4					
5					
合計（※1）		0	0	0	

(補助金額)

補助対象経費の総額 (A)	0	補助率 (D)	
補助対象経費上限額 (B)	2,000,000		
(A)と(B)の低い方の金額(C)	0		
補助金申請額(E)=(C)×(D)			

(備考)

過去に実施した 補助事業の内容等	年度		実施コース名	
	補助金額		千円	事業概要
	年度		実施コース名	
	補助金額		千円	事業概要

※1 収入の合計金額欄と支出の合計金額欄が同額となるように記載してください。

## 事業報告書

## 1. 実施主体について

(ふりがな)					
名称					
郵便番号	〒				
所在地					
代表者職			代表者氏名		
業種					
労働者数	<男性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	<女性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
担当者職			担当者氏名		
連絡先	電話番号			FAX番号	
	メールアドレス				

## 2. 補助事業の内容等について

コース名		
事業の概要		
事業内容	補助事業の詳細	
	当初計画から変更がある場合、変更の内容	
事業実施による効果		
事業着手年月日		
事業完了年月日		

## 事業（変更）収支決算書

## 1. 収入

(単位：円)

区 分	金額	備考
県補助金		
自己資金		
その他の収入金		
合計（※1）		

## 2. 支出

(単位：円)

No.	事業内容	金額 (消費税込み)	備考	
			うち補助対象経費	うち補助対象ではない経費(消費税等)
1				
2				
3				
4				
5				
合計（※1）		0	0	0

(補助金額)

補助対象経費の総額 (A)	0	補助率 (D)	
補助対象経費上限額 (B)	2,000,000		
(A)と(B)の低い方の金額(C)	0		
補助金所要額(E)=(C)×(D)			
補助金交付決定額(F)			
補助金実績報告額 ((E)と(F)の低い方)	0		

※1 収入の合計金額欄と支出の合計金額欄が同額となるように記載してください。